

特定非営利活動法人LIBERA定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人LIBERAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、学習支援及び教育機会の提供、安心して集える居場所の提供、地域交流・多世代交流の促進を通じて、子どもや若者の健全な成長を支援するとともに、孤立の防止や地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 学習支援及び教育機会提供事業
 - ② 居場所提供事業
 - ③ 地域交流・多世代交流事業
 - ④ 起業支援・就職支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した電磁方法または書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了したのちの総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面、又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面、電磁的表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記

名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、又は電磁的表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散時社員総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行うとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	出口真
理事	上杉亜耶
同	宣城朋子
監事	中村力
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3,000円	6,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	5,000円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人LIBERA

役 名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	でぐち まこと		無
	出口 真		
理事	うえすぎ あや		無
	上杉 亜耶		
理事	のぶしろ ともこ		無
	宣城 朋子		
監事	なかむら ちから		無
	中村 力		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭環境や学習環境の違い、地域とのつながりの希薄化などにより、不安や孤立を抱える子ども・若者が増加している。また、保護者においても、子育てや生活に関する悩みを一人で抱え込み、相談できる相手や安心して集える場が不足している現状が見受けられる。

設立発起人は、これまでの生活や関わりの中で、学習に不安を抱える子どもや、安心して過ごせる居場所を必要としている子ども・若者、また地域とのつながりを求める保護者や住民の声に触れてきた。

その中で、支援を必要としている人が身近に存在しているにもかかわらず、十分な支援や受け皿が行き届いていない現状に課題意識を持つようになった。

このような状況を踏まえ、子どもや若者が安心して学び、過ごすことができる環境を整えるとともに、保護者や地域住民が互いに支え合い、つながりを持てる地域づくりが必要であると考ええるに至った。

本法人は、学習支援及び教育機会の提供、安心して集える居場所の提供、地域交流・多世代交流の促進を通じて、子どもや若者の健全な成長を支援するとともに、孤立の防止や地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

これまで任意の活動として小規模な取り組みを行ってきたが、活動を継続的かつ安定的に実施し、行政機関や学校、地域団体等と連携を図りながら事業を展開していくためには、法人格を有することが不可欠であると判断した。

そこで、活動の目的を明確にし、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、透明性のある運営体制を整えるため、特定非営利活動法人として設立するものである。

本法人は、設立当初は神戸市・姫路市など兵庫全域を中心とした地域において、無理のない規模で事業を実施し、地域の実情やニーズを把握しながら活動の充実を図る。

将来的には、関係機関や地域団体との連携を深め、より多くの人が安心して関われる地域社会の実現を目指していく。

2 申請に至るまでの経過

令和6年3月

フリースクールの立ち上げ及び運営に関わる中で、学校に行きにくさを感じている子どもにとって、安心して過ごせる居場所の重要性や、主体的な学びの必要性について認識するようになった。

令和6年12月

学校、教職員、保護者及び地域が連携し、教育の在り方について考え対話する場を地域で開催し、多くの参加者とともに関後の教育や地域の関わりについて意見交換を行った。

令和7年10月

不登校の子どもを持つ保護者を対象としたコミュニティを立ち上げ、経験の共有や自由に語り合える場の提供を開始し、安心して気持ちを受け止め合える居場所づくりに取り組んだ。

令和7年12月

他団体の活動を視察する中で、事業を安定的かつ継続的に実施する必要性を認識し、法人化の検討を開始した。

令和8年1月

特定非営利活動法人としての設立準備を進め、定款、事業計画書及び活動予算書等の作成を行った。

令和8年2月

設立総会を開催し、特定非営利活動法人設立についての意思決定を行った。

令和 8年 2月 6日

特定非営利活動法人LIBERA
設立代表者

氏名 出口 真

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人LIBERA

1. 基本方針

本法人は、子ども及び若者が安心して過ごせる居場所づくり及び学習支援事業の実施に向け、初年度は準備及び試行的実施期間と位置づけ、関係機関との連携構築、運営体制の整備、支援体制の基盤づくりを行う。また、小規模な試行的活動を通じてニーズの把握を行い、次年度以降の本格実施に向けた体制整備を進める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 学習支援及び 教育機会提供 事業	学校に行きにくさを感じる子どもを対象に、少人数制による学習支援及び相談支援を試行的に実施する。	下半期に1 ～2回程度	民間施設または法人事務所	地域の小学生・中学生	0円
(2) 居場所提供事業	子ども及び保護者が安心して過ごせる交流の場を小規模で試行的に実施し、ニーズ把握を行う。	年1回程度	公共施設または法人事務所等	地域住民 (子ども・保護者)	0円
(3) 地域交流・多 世代交流事業	地域団体、教育関係者との連携協議及び意見交換会の実施。準備とする。	随時	公共施設または法人事務所等	地域住民、 教育関係 者、保護者 等	0円
(4) 起業支援・就 職支援事業	高校3年生以上の若者及び保護者等を対象に、進路、就職、働き方及び起業に関する相談支援や情報提供を行い、それぞれの経験や強みを活かした就業や社会参加につながる機会づくりを行う。	年1回	公共施設または法人事務所等	高校3年生 以上の若 者、保護 者、地域住 民等	30,000円

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：出口真、事務局スタッフ：上杉亜耶、宣城朋子

理事を中心とし、必要に応じてボランティアの協力を得ながら実施する。

初年度は運営基盤整備を主とし、次年度以降の本格展開に向けた準備を行う。

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人LIBERA

1. 基本方針

本法人は、子どもから親世代までの多世代を対象に、学習支援や居場所づくり等の事業を通じて、自己成長の機会を提供し、地域社会の健全な発展に寄与することを基本方針とする。
本年度は、公共施設または法人事務所、その他法人が使用する施設やイベント会場を主な活動拠点として事業を実施し、地域のニーズを踏まえながら、無理のない範囲で継続可能な事業運営を行い、将来的には関係機関や地域団体との連携を深め、活動の充実を図っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 学習支援及び 教育機会提供 事業	学習に不安や困難を抱える子どもを対象に、学習支援の場を提供する。 ボランティアスタッフ等による学習の見守りや個別対応を行い、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。	年10回程度	民間施設または法人事務所	地域の小学生・中学生	150,000 円
(2) 居場所提供事業	子どもや若者、保護者が安心して集い、交流できる居場所を提供する。 自由な対話や体験活動を通じて、孤立の防止や心身の安定を図る。	年1回程度	公共施設または法人事務所、その他法人が使用する施設やイベント会場	地域住民	5,000円
(3) 地域交流・多 世代交流事業	地域住民を対象に、多世代が交流できるイベント等を実施し、世代を超えたつながりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。	随時 (年1～2回 程度)	公共施設または法人事務所、その他法人が使用する施設やイベント会場	地域住民 (子どもから高齢者まで)	0円
(4) 起業支援・就 職支援事業	高校3年生以上の若者及び保護者等を対象に、進路、就職、働き方及び起業に関する相談支援や情報提供を行い、それぞれの経験や強みを活かした就業や社会参加につながる機会づくりを行う。	年2回程度	公共施設または法人事務所、その他法人が使用する施設やイベント会場	高校3年生以上の若者、保護者、地域住民等	60,000円

--	--	--	--	--	--

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：出口真、事務局スタッフ：上杉亜耶、宣城朋子

本法人は、理事長を中心とした運営体制とし、必要に応じて理事及びボランティアスタッフの協力を得ながら事業を実施する。

事務局業務については、設立当初は最小限の体制とし、事業の進捗に応じて体制の充実を図る。

特定非営利活動法人LIBERA

令和8年度活動予算書

成立の日から9年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費累計	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取累計	0	0	
4. 事業収益			
起業支援・就職支援事業収益	30,000		
事業収益累計	0	30,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	0	0	30,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0	0	
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	10,000		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	5,000		
会場費	0		
会議費	0		
その他経費計	15,000		
事業費計		15,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0	0	
(2)その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	5,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
雑費	5,000		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			25,000
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

令和9年度活動予算書
令和9年4月1日から10年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	50,000		
受取会費累計		80,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	30,000	30,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取累計	0	0	
4. 事業収益			
学習支援及び教育環境機会提供事業	150,000		
居場所提供事業事業収益	5,000		
起業支援・就職支援事業収益	60,000		
事業収益累計	0	215,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			325,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	20,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
保険料	10,000		
会場費	104,000		
会議費	0		
その他経費計	144,000		
事業費計		144,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	15,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	15,000		
管理費計		15,000	
経常費用計			159,000
当期正味財産増減額			166,000
設立時正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			171,000